

この書面は、電気事業法第2条の13の規定により、契約締結前にお客様に交付しなければならない契約締結前交付書面となります。また、この書面は電力需給契約（以下「本契約」といいます。）についての留意点が記載されています。予めよくお読み頂き、ご不明な点に関しては、契約締結前にご確認ください（以下、日本テクノ株式会社を「当社」といいます。）。

1 電力需給契約の申込みの方法および契約の成立

当社所定の様式により、当社ウェブサイトから本契約の申込みをしていただきます。本契約は、当社が、お客様の申込みを承諾したときに成立するものといたします。当社は、本契約成立後、お客様に対して、本契約の成立を電磁的方法（電子メールを送信する方法など）で通知します。

2 小売供給開始の予定年月日

- (1) 供給開始予定日は、原則として、本契約成立日から1か月経過後の次回の検針日（本契約成立後の次々回の検針日）といたします。
- (2) お客様の希望により、(1)以降の検針日を供給開始予定日とする場合がございます。

3 工事費等

計量器等は、原則として一般送配電事業者の所有とし、一般送配電事業者の負担で設置します。但し、当社が託送供給等約款に基づいて、一般送配電事業者から工事費の負担を求められた場合は、お客様にその費用を申し受けます。

4 契約の切り替えについて

現状の小売電気事業者とのご契約を解約することにより、違約金の発生、発行ポイントの失効、継続利用割引・付帯契約割引などの消滅、過去電力使用量の照会が出来なくなるなどの場合がございますので、ご契約中の小売電気事業者との契約内容をご確認ください。なお、当社は、現在の小売電気事業者とのご契約を解約することによりお客様に生じた不利益について、当社に故意または過失がある場合を除き、当社は一切責任を負いかねますので予めご了承ください。

5 契約種別

(1) 従量電灯

契約種別の従量電灯は、電灯または小型機器を使用され、一般送配電事業者が定める託送供給等約款の電灯標準接続送電サービスまたは電灯時間帯別接続送電サービスの対象となるお客様を対象といたします。

(2) 低圧電力

契約種別の低圧電力は、動力を使用され、一般送配電事業者が定める託送供給等約款の動力標準接続送電サービスまたは動力時間帯別接続送電サービスの対象となるお客様を対象といたします。

【契約種別が従量電灯のお客様向け】

6 契約メニュー及び契約方式【契約種別：従量電灯】

- (1) 5(1)従量電灯の本契約における契約メニューは、次の表のとおりといたします。契約メニューは、お客様が本契約の申込時に選択するものとし、契約期間中の変更はできないものとします。ただし、契約期間満了日の3ヶ月前までに、当社指定の専用ウェブサイトにて手続きをすることで、更新後の契約メニューを他の契約メニューに変更できるものといたします。
- (2) 5(1)従量電灯の本契約における契約方式は、次の表のとおりといたします。契約方式は、お客様の申出に基づき、7（契約方式【契約種別：従量電灯】）の(1)から(5)のいずれかにより定めます。

契約種別	供給区域	契約メニュー	契約方式
従量電灯	北海道 東北 東京 中部 北陸 九州	12ヵ月市場連動型 【契約種別：従量電灯】	アンペアブレーカー契約
			主開閉器契約
			実量制契約
		9ヵ月市場連動型自動クロス	アンペアブレーカー契約
			主開閉器契約
		6ヵ月市場連動型自動クロス	アンペアブレーカー契約
			主開閉器契約
		プレミアム・プレフィックス	アンペアブレーカー契約
			主開閉器契約
	関西 中国 四国	12ヵ月市場連動型 【契約種別：従量電灯】	最低料金制契約
			負荷設備契約
		9ヵ月市場連動型自動クロス	最低料金制契約
			負荷設備契約
		6ヵ月市場連動型自動クロス	最低料金制契約
			負荷設備契約
		プレミアム・プレフィックス	最低料金制契約
			負荷設備契約

7 契約方式【契約種別：従量電灯】

5(1)従量電灯の基本料金に関わる契約方式は、需要場所のエリア及びお客様の申出に基づき、次の(1)から(5)のいずれかにより定めます。ただし、(3)の実量制契約は、北海道エリア、東北エリア、東京エリア、中部エリア、北陸エリア、九州エリアで、12ヵ月市場連動型の契約メニューに限り選択できるものとします（6（契約メニュー及び契約方式【契約種別：従量電灯】）の表もご参照下さい。）。

(1) アンペアブレーカー契約

契約電流（アンペア）は、10アンペア、15アンペア、20アンペア、30アンペア、40アンペア、50アンペアまたは60アンペアのいずれかとし、原則としてお客様の申出によって定めます。

(2) 主開閉器契約

契約容量（キロボルトアンペア）は、原則として契約主開閉器の定格電流に基づき算定された値といたします。なお、この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。また、当社または一般送配電事業者は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認いたします。

(3) 実量制契約

過去1年間の各月の最大需要電力の最大値に基づき契約電力（キロワット）を決定いたします。

- ① 各月の契約電力は、次の場合を除いて、その1月の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値といたします。新たに電気の供給を受ける場合には、供給開始日以降、12月の期間の各月の契約電力は、その1月の最大需要電力と供給開始日から前月までの最大需要電力のうち、いずれか大きい値といたします。ただし、お客様が、新たに本契約に基づいて当社より電気の供給を受ける以前に、一般送配電事業者の供給設備を使用している場合には、本契約により電気の供給を受ける前の電気の供給についても、契約電力の決定上、本契約により受けた電気の供給とみなします。
- ② 契約電力は、50キロワット以上とならないものといたします。なお、算定された値が0.5キロワット以下となる場合は、契約電力は0.5キロワットといたします。

(4) 最低料金制契約

- ① 使用する最大容量は 6 キロボルトアンペア未満といたします。
- ② 使用電力量（キロワットアワー）に電力量料金単価を乗じて料金を決定いたします。なお 15 キロワットアワー（四国エリアの場合は 11 キロワットアワー）までは一律の最低料金が適用されます。

(5) 負荷設備契約

- ① 契約容量（キロボルトアンペア）は、原則として次の②によって算定した値により、設定していただきます。ただし、スイッチングの場合は、他の小売電気事業者との需給契約終了時点の契約容量を引き継ぐものとし、再点の場合は、原則としてお客さまが電気の使用を再開される前の需要場所における契約容量を引き継ぐものいたします。
- ② お客様が契約負荷設備の総容量により契約容量を定めることを希望される場合には、契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。この場合、契約容量は、お客様のすべての契約負荷設備の総容量に次の係数を乗じて得た値といたします。

最初の 6 キロボルトアンペアにつき	95%
次の 14 キロボルトアンペアにつき	85%
次の 30 キロボルトアンペアにつき	75%
50 キロボルトアンペアをこえる部分につき	65%

8 電気料金の算定方法（契約メニュー：12 カ月市場連動型【契約種別：従量電灯】）

12 カ月市場連動型【契約種別：従量電灯】は、12 カ月を通じて日本卸電力取引所の市場価格（30 分毎の約定単価）に連動した契約メニューをいいます。なお、12 カ月市場連動型【契約種別：従量電灯】は電気料金算定において上限がありませんので、卸電力取引市場価格が高騰した場合には、電気料金が高くなる可能性があります。

- (1) 12 カ月市場連動型【契約種別：従量電灯】の 1 月の電気料金は次の①～⑦記載の料金の合計金額とし、消費税等相当額はお客様が負担するものといたします。なお、一般送配電事業者の託送供給等約款等の変更が生じた場合、適用期間開始日より改定後の料金を適用いたします。

- ① スポット購入料金：接続対象電力量^{※1}に時間帯毎（30 分毎）の約定単価^{※3}をかけて得られた料金
- ② スポット購入手数料：接続対象電力量に日本卸電力取引所が規定するスポット取引売買手数料単価（約定量従量制）をかけた料金
- ③ 基本料金（託送料金）：託送供給等約款に基づく接続送電サービス料金の基本料金（契約電流または契約容量または契約電力を基準としたもの）ただし、契約方式が 7（5）の負荷設備契約の場合、電力需給約款（別紙料金表記載）の基本料金単価に契約容量を乗じたものといたします。この場合、託送供給等約款に基づく接続送電サービス料金の基本料金と異なることがあります（負荷設備契約の場合、「基本料金（託送基本料金等相当額）」とします。）
- ④ 電力量料金（託送料金）：託送供給等約款に基づく接続送電サービス料金の電力量料金（使用電力量を基準としたもの）
- ⑤ 需給管理コスト^{※4}：接続対象電力量 × 5.50 円（税込 6.05 円）
- ⑥ 再生可能エネルギー発電促進賦課金^{※5}（使用電力量を基準としたもの）

⑦ 容量拠出金相当額 : 容量市場における容量拠出金相当額単価^{※7}に契約容量または契約電力を乗じて得られた料金
接続送電サービス契約電流および契約電力を定める場合は、容量拠出金相当額の算定上、それぞれ 10 アンペアを1キロボルトアンペア、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。

- (2) 基本料金（託送料金）は、1月あたり、一般送配電事業者が定める託送供給等約款の契約方式による接続送電サービスの基本料金単価に契約電流または契約容量または契約電力を乗じた金額とし、供給開始日以降に適用いたします。ただし、供給開始日が計量期間等の始期ではない場合、および本契約の終了日が計量期間等の終期ではない場合には、それぞれ供給開始日から直後の検針日の前日までの期間、および本契約の終了日の直前の検針日から本契約の終了日までの期間に相当する日数分の基本料金（託送料金）を支払うものといたします。
- (3) 料金の算定期間は、託送供給等約款に定める計量期間等といたします。ただし、電気の供給を開始し、または本契約が消滅した場合の料金の算定期間は、開始日から開始日を含む計量期間等の終期までの期間または消滅日の前日を含む計量期間等の始期から消滅日の前日までの期間といたします。

9 電気料金の算定方法（契約メニュー：9ヵ月市場連動型自動クロス）

9ヵ月市場連動型自動クロスは、1年間のうち、9ヵ月は日本卸電力取引所の市場価格（30分毎の約定単価）に連動する市場連動型と、3ヵ月は単価が固定された固定単価型（3段階）の各料金メニューが自動変更（自動クロス）される契約メニューをいいます。

なお、市場連動型は電気料金算定において上限がありませんので、卸電力取引市場価格が高騰した場合には、電気料金が高くなる可能性があります。

(1) 料金メニューの自動変更

- ① 本契約の料金メニューは、お客様が契約申込時に選択した、月毎の料金メニュー（市場連動型または固定単価型〈3段階〉）が適用されるものとします。
- ② ①のとおり、料金メニューは、お客様が契約申込時に選択した、月毎の料金メニュー（市場連動型または固定単価型〈3段階〉）が適用されるものであり、契約期間中は、選択した月（計量期間等）および適用される料金メニューを変更できないものとします。また、お客様は、契約期間満了日の3ヵ月前までに、当社指定の専用ウェブサイトにて手続きをすることで、契約更新後の契約期間において、あらたに固定単価型（3段階）は3ヵ月、市場連動型は9ヵ月、それぞれ任意に選択できるものとします。2回目の契約更新以降も同様とします。なお、お客様が期日までに手続きされなかった場合の料金メニューは、現契約期間と同条件とします。
- ③ 専用ウェブサイト上でなされた料金メニューの②に基づく対象期間の選択等のすべての手続きは、いかなる場合においてもお客様の有効な意思表示

示とみなします。

(2) 市場連動型の料金メニューを選択した月の電気料金

市場連動型の1月の電気料金は次の①～⑦記載の料金の合計金額とし、消費税等相当額はお客様が負担するものいたします。なお、一般送配電事業者の託送供給等約款等の変更が生じた場合、適用期間開始日より改定後の料金を適用いたします。

- ① スポット購入料金 : 接続対象電力量^{※1}に各時間帯毎(30分毎)の約定単価^{※3}をかけて得られた料金
- ② スポット購入手数料 : 接続対象電力量に日本卸電力取引所が規定するスポット取引売買手数料単価(約定量従量制)をかけた料金
- ③ 基本料金(託送料金) : 託送供給等約款に基づく接続送電サービス料金の基本料金(契約電流または契約容量または契約電力を基準としたもの)ただし、契約方式が7(5)の負荷設備契約の場合、電力需給約款(別紙料金表記載)の基本料金単価に契約容量を乗じたものいたします。この場合、託送供給等約款に基づく接続送電サービス料金の基本料金と異なることがあります(負荷設備契約の場合、「基本料金(託送基本料金等相当額)」とします。)
- ④ 電力量料金(託送料金) : 託送供給等約款に基づく接続送電サービス料金の電力量料金(使用電力量を基準としたもの)
- ⑤ 需給管理コスト^{※4} : 接続対象電力量 × 5.50 円(税込 6.05 円)
- ⑥ 再生可能エネルギー発電促進賦課金^{※5}(使用電力量を基準としたもの)
- ⑦ 容量拠出金相当額 : 容量市場における容量拠出金相当額単価^{※7}に契約容量または契約電力を乗じて得られた料金
接続送電サービス契約電流および契約電力を定める場合は、容量拠出金相当額の算定上、それぞれ10アンペアを1キロボルトアンペア、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。

ア 基本料金(託送料金)は、1月あたり、一般送配電事業者が定める託送供給等約款の契約方式による接続送電サービスの基本料金単価に契約電流または契約容量または契約電力を乗じた金額とし、供給開始日以降に適用いたします。ただし、供給開始日が計量期間等の始期ではない場合、および本契約の終了日が計量期間等の終期ではない場合には、それぞれ供給開始日から直後の検針日の前日までの期間、および本契約の終了日の直前の検針日から本契約の終了日までの期間に相当する日数分の基本料金(託送料金)を支払うものいたします。

イ 料金の算定期間は、託送供給等約款に定める計量期間等といたします。ただし、電気の供給を開始し、または本契約が消滅した場合の料金の算定期間は、開始日から開始日を含む計量期間等の終期までの期間または消滅日

の前日を含む計量期間等の始期から消滅日の前日までの期間といたします。

(3) 固定単価型（3段階）の料金メニューを選択した月の電気料金

固定単価型（3段階）の1月の電気料金は、次の①～⑤記載の料金の合計金額とし、消費税等相当額はお客様が負担するものといたします。ただし、契約方式が7(4)の最低料金制契約の場合、①基本料金ではなく最低料金（電力需給約款の別紙料金表参照）が発生いたします。なお、一般送配電事業者の約款等の変更が生じた場合、適用期間開始日より改定後の料金を適用いたします。（基準とする単価は、電力需給約款の別紙料金表をご参照ください。）

- ①基本料金 : 基本料金単価（税込）× 契約電流または契約電力
または契約容量
- ②電力量料金 : 電力量料金単価（税込）×使用電力量【単価は3
段階制】
- ③需給管理コスト : (①基本料金+②電力量料金) × 0.3
- ④燃料費等調整額^{※6} : 燃料費等調整単価 × 使用電力量
- ⑤再生可能エネルギー発電促進賦課金^{※5}（使用電力量を基準としたもの）

10 電気料金の算定方法（契約メニュー：6ヵ月市場連動型自動クロス）

6ヵ月市場連動型自動クロスは、1年間のうち、6ヵ月は日本卸電力取引所の市場価格（30分毎の約定単価）に連動する市場連動型と、6ヵ月は単価が固定された固定単価型（3段階）の各料金メニューが自動変更（自動クロス）される契約メニューをいいます。

なお、市場連動型は電気料金算定において上限がありませんので、卸電力取引市場価格が高騰した場合には、電気料金が高くなる可能性があります。

(1) 料金メニューの自動変更

- ① 本契約の料金メニューは、お客様が契約申込時に選択した、月毎の料金メニュー（市場連動型または固定単価型〈3段階〉）が適用されるものとします。
- ② ①のとおり、料金メニューは、お客様が契約申込時に選択した、月毎の料金メニュー（市場連動型または固定単価型〈3段階〉）が適用されるものであり、契約期間中は、選択した月（計量期間等）および適用される料金メニューを変更できないものとします。また、お客様は、契約期間満了日の3ヵ月前までに、当社指定の専用ウェブサイトにて手続きをすることで、契約更新後の契約期間において、あらたに固定単価型（3段階）は6ヵ月、市場連動型は6ヵ月、それぞれ任意に選択できるものとします。2回目の契約更新以降も同様とします。なお、お客様が期日までに手続きされなかった場合の料金メニューは、現契約期間と同条件とします。
- ③ 専用ウェブサイト上でなされた料金メニューの②に基づく対象期間の選択等のすべての手続きは、いかなる場合においてもお客様の有効な意思表示とみなします。

(2) 市場連動型の料金メニューを選択した月の電気料金

市場連動型の1月の電気料金は次の①～⑦記載の料金の合計金額とし、消費税等相当額はお客様が負担するものといたします。なお、一般送配電事業者の託送供給等約款等の変更が生じた場合、適用期間開始日より改定後の料金を適用いたします。

- ① スポット購入料金 : 接続対象電力量^{※1}に各時間帯毎(30分毎)の約定単価^{※3}をかけて得られた料金
- ② スポット購入手数料 : 接続対象電力量に日本卸電力取引所が規定するスポット取引売買手数料単価(約定量従量制)をかけた料金
- ③ 基本料金(託送料金) : 託送供給等約款に基づく接続送電サービス料金の基本料金(契約電流または契約容量または契約電力を基準としたもの)ただし、契約方式が7(5)の負荷設備契約の場合、電力需給約款(別紙料金表記載)の基本料金単価に契約容量を乗じたものといたします。この場合、託送供給等約款に基づく接続送電サービス料金の基本料金と異なることがあります(負荷設備契約の場合、「基本料金(託送基本料金等相当額)」とします。)
- ④ 電力量料金(託送料金) : 託送供給等約款に基づく接続送電サービス料金の電力量料金(使用電力量を基準としたもの)
- ⑤ 需給管理コスト^{※4} : 接続対象電力量 × 5.50 円(税込 6.05 円)
- ⑥ 再生可能エネルギー発電促進賦課金^{※5} (使用電力量を基準としたもの)
- ⑦ 容量拠出金相当額 : 容量市場における容量拠出金相当額単価^{※7}に契約容量または契約電力を乗じて得られた料金
接続送電サービス契約電流および契約電力を定める場合は、容量拠出金相当額の算定上、それぞれ10アンペアを1キロボルトアンペア、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。

ア 基本料金(託送料金)は、1月あたり、一般送配電事業者が定める託送供給等約款の契約方式による接続送電サービスの基本料金単価に契約電流または契約容量または契約電力を乗じた金額とし、供給開始日以降に適用いたします。ただし、供給開始日が計量期間等の始期ではない場合、および本契約の終了日が計量期間等の終期ではない場合には、それぞれ供給開始日から直後の検針日の前日までの期間、および本契約の終了日の直前の検針日から本契約の終了日までの期間に相当する日数分の基本料金(託送料金)を支払うものといたします。

イ 料金の算定期間は、託送供給等約款に定める計量期間等といたします。ただし、電気の供給を開始し、または本契約が消滅した場合の料金の算定期間は、開始日から開始日を含む計量期間等の終期までの期間または消滅日の前日を含む計量期間等の始期から消滅日の前日までの期間といたします。

(3) 固定単価型（3段階）の料金メニューを選択した月の電気料金

固定単価型（3段階）1月の電気料金は、次の①～⑤記載の料金の合計金額とし、消費税等相当額はお客様が負担するものといたします。ただし、契約方式が7(4)の最低料金制契約の場合、①基本料金ではなく最低料金（電力需給約款の別紙料金表参照）が発生いたします。なお、一般送配電事業者の約款等の変更が生じた場合、適用期間開始日より改定後の料金を適用いたします。（基準とする単価は、電力需給約款の別紙料金表をご参照ください。）

- ①基本料金 ：基本料金単価（税込）× 契約電流または契約電力
または契約容量
- ②電力量料金 ：電力量料金単価（税込）×使用電力量【単価は3
段階制】
- ③需給管理コスト ：（①基本料金＋②電力量料金）×0.15
- ④燃料費等調整額^{※6} ：燃料費等調整単価×使用電力量
- ⑤再生可能エネルギー発電促進賦課金^{※5}（使用電力量を基準としたもの）

11 電気料金の算定方法（契約メニュー：プレミアム・プレフィックス）

プレミアム・プレフィックスは、1年間のうち、6ヵ月は日本卸電力取引所の市場価格（30分毎の約定単価）に連動する市場連動型と、6ヵ月は単価が固定された固定単価型（3段階）の各料金メニューが自動変更され、市場連動型を選択している月の電気料金が、同算定期間における固定単価型で算定した金額を上回る場合は、固定単価型で算定した料金が適用される契約メニューのことをいいます。お客様は、契約申込時に、12ヵ月のうち、月毎（検針日を基準とした計量期間等）に、市場連動型と固定単価型（3段階）を選択するものといたします。

(1) 料金メニューの自動変更

- ① 本契約の料金メニューは、お客様が契約申込時に選択した、月毎の料金メニュー（市場連動型または固定単価型〈3段階〉）が適用されるものとします。
- ② ①のとおり、料金メニューは、お客様が契約申込時に選択した、月毎の料金メニュー（市場連動型または固定単価型〈3段階〉）が適用されるものであり、契約期間中は、選択した月（計量期間等）および適用される料金メニューを変更できないものとします。また、お客様は、契約期間満了日の3ヵ月前までに、当社指定の専用ウェブサイトにて手続きをすることで、契約更新後の契約期間において、あらたに固定単価型（3段階）は6ヵ月、市場連動型は6ヵ月、それぞれ任意に選択できるものとします。2回目の契約更新以降も同様とします。なお、お客様が期日までに手続きされなかった場合の料金メニューは、現契約期間と同条件とします。
- ③ 専用ウェブサイト上でなされた料金メニューの②に基づく対象期間の選択等のすべての手続きは、いかなる場合においてもお客様の有効な意思表示とみなします。

(2) 市場連動型の料金メニューを選択した月の電気料金

市場連動型の1月の電気料金は次の①～⑦記載の料金の合計金額とし、消費

税等相当額はお客様が負担するものといたします。なお、一般送配電事業者の託送供給等約款等の変更が生じた場合、適用期間開始日より改定後の料金を適用いたします。

- ① スポット購入料金 : 接続対象電力量^{※1}に各時間帯毎（30 分毎）の約定単価^{※3}をかけて得られた料金
- ② スポット購入手数料 : 接続対象電力量に日本卸電力取引所が規定するスポット取引売買手数料単価（約定量従量制）をかけた料金
- ③ 基本料金（託送料金） : 託送供給等約款に基づく接続送電サービス料金の基本料金（契約電流または契約容量または契約電力を基準としたもの）ただし、契約方式が7（5）の負荷設備契約の場合、電力需給約款（別紙料金表記載）の基本料金単価に契約容量を乗じたものといたします。この場合、託送供給等約款に基づく接続送電サービス料金の基本料金と異なることがあります（負荷設備契約の場合、「基本料金（託送基本料金等相当額）」とします。）
- ④ 電力量料金（託送料金） : 託送供給等約款に基づく接続送電サービス料金の電力量料金（使用電力量を基準としたもの）
- ⑤ 需給管理コスト^{※4} : 接続対象電力量 × 4.00 円（税込 4.40 円）
- ⑥ 再生可能エネルギー発電促進賦課金^{※5}（使用電力量を基準としたもの）
- ⑦ 容量拠出金相当額 : 容量市場における容量拠出金相当額単価^{※7}に契約容量または契約電力を乗じて得られた料金
接続送電サービス契約電流および契約電力を定める場合は、容量拠出金相当額の算定上、それぞれ 10 アンペアを1 キロボルトアンペア、1 キロボルトアンペアを1 キロワットとみなします。

ア 前号により算定した1月の電気料金は、同算定期間において 11(3)の固定単価型に基づき算定した金額を上限とし、それを上回る場合、同金額（固定単価型に基づき算定した金額）を、同算定期間における電気料金といたします。

イ 基本料金（託送料金）は、1 月あたり、一般送配電事業者が定める託送供給等約款の契約方式による接続送電サービスの基本料金単価に契約電流または契約容量または契約電力を乗じた金額とし、供給開始日以降に適用いたします。ただし、供給開始日が計量期間等の始期ではない場合、および本契約の終了日が計量期間等の終期ではない場合には、それぞれ供給開始日から直後の検針日の前日までの期間、および本契約の終了日の直前の検針日から本契約の終了日までの期間に相当する日数分の基本料金（託送料金）を支払うものといたします。

ウ 料金の算定期間は、託送供給等約款に定める計量期間等といたします。ただし、電気の供給を開始し、または本契約が消滅した場合の料金の算定期間は、開始日から開始日を含む計量期間等の終期までの期間または消滅日

の前日を含む計量期間等の始期から消滅日の前日までの期間といたします。

(3) 固定単価型（3段階）の料金メニューを選択した月の電気料金

固定単価型（3段階）の1月の電気料金は、次の①～④記載の料金の合計金額とし、消費税等相当額はお客様が負担するものといたします。ただし、契約方式が7(4)の最低料金制契約の場合、①基本料金ではなく最低料金（電力需給約款の別紙料金表参照）が発生いたします。なお、一般送配電事業者の約款等の変更が生じた場合、適用期間開始日より改定後の料金を適用いたします。（基準とする単価は、電力需給約款の別紙料金表をご参照ください。）

- ①基本料金 ：基本料金単価（税込）× 契約電流または契約電力
または契約容量
- ②電力量料金 ：電力量料金単価（税込）×使用電力量【単価は3
段階制】
- ③燃料費等調整額^{※6} ：燃料費等調整単価×使用電力量
- ④再生可能エネルギー発電促進賦課金^{※5}（使用電力量を基準としたもの）

■8、9、10、11、14の各契約メニューの電気料金の算定方法の注記について

※1 接続対象電力量

当社がお客様に対して電力供給を行なうために調達すべき電力量をいい、次の式により算出された値といたします。

使用電力量 / (1 - 損失率^{※2})

※2 損失率

託送供給等約款で定められた損失率をいいます。なお、託送供給等約款が変更された場合には、変更後の託送供給等約款によります。

※3 約定単価

(1) 日本卸電力取引所から公表されるスポット取引における30分毎のエリアプライス（一般社団法人 日本卸電力取引所『取引規程』第28条1項2号所定のエリア単位の約定価格）で、需要場所が該当するエリアにおけるものをいいます。

(2) 前1号にかかわらず、30分毎における取引結果において、以下事象によってエリアプライスが公表されない場合には、該当エリアの時間帯のインバランス料金（速報値）を約定単価といたします。

- ・商い不成立の場合
- ・日本卸電力取引所が閉鎖した場合
- ・その他取引上における措置により価格が反映されない場合等

※4 需給管理コスト

当社がお客様に対し電力供給を行なうための手数料をいいます。

※5 再生可能エネルギー発電促進賦課金 = 使用電力量 × 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価（税込）

再生可能エネルギー発電促進賦課金とは：再生可能エネルギーによって

発電された電気について、国が定めた単価により購入し、電気事業者が購入に要した費用については、電気を利用する全てのお客様に、賦課金として、電気のご使用量に応じご負担いただくものです。なお、再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、地域間の負担の公平性を保つために国により地域間調整を行い、全国一律単価とされております。

※6 燃料費等調整額

貿易統計における燃料価格などから算出されるその時々の平均燃料価格により毎月変動する調整額と離島ユニバーサルサービス調整単価を総称したものをいいます。燃料費等調整額においては上限がありませんので、平均燃料価格が高騰した場合には、それに伴い燃料費等調整額も高くなる可能性があります。燃料費等調整額の算定は、需要場所を管轄する一般電気事業者であった小売電気事業者（以下「みなし小売電気事業者」といいます。）が定める次の各単価に準ずるものとし、各単価に「使用電力量」を乗じたものといたします。ただし、燃料費等調整単価の算定に用いる平均燃料価格に上限は設けないものといたします。

① 燃料費調整単価

② 離島ユニバーサルサービス調整単価

※みなし小売電気事業者毎に名称が異なる場合であっても同様の趣旨のものを含みます。

※みなし小売電気事業者が、調整額について新たな項目を追加するなど改定した場合はこれに準ずるものといたします。ただし、みなし小売電気事業者が定める値引き等は含まないものといたします。

※詳細は別表をご確認ください。

※7 容量拠出金相当額単価

対象実需給年度の前年の12月31日時点で電力広域的運営推進機関が公表している容量確保契約の結果・状況に基づく、対象実需給年度の容量確保契約における全国の契約締結総額（経過措置控除がある場合、控除後の総額とします）を、契約締結総容量で除した金額に0.10を乗じた後、12で除した金額といたします（一の位を切り捨て）。なお、本号で算出した対象実需給年度の容量拠出金相当額単価は、その対象実需給年度の4月分から翌年3月分までの電気料金算定に適用いたします。

容量拠出金相当額単価 =

（ 全国の契約締結総額 ÷ 契約締結総容量 ） × 0.1 ÷ 12

【契約種別が低圧電力のお客様向け】

12 契約メニュー及び契約方式【契約種別：低圧電力】

- (1) 5(2)低圧電力の本契約における契約メニューは、下記の表のとおりといたします。
- (2) 5(2)低圧電力の本契約における契約方式は、下記の表のとおりといたします。契約方式は、お客様の申出に基づき、13（契約方式【契約種別：低圧電力】）の(1)により定めます。

契約種別	供給区域	契約メニュー	契約方式
低圧電力	全国（沖縄を除く）	12 ヶ月市場連動型【契約種別：低圧電力】	実量制契約

13 契約方式【契約種別：低圧電力】

5(2)低圧電力の基本料金にかかわる契約方式は実量制といたします。

過去 1 年間の各月の最大需要電力の最大値に基づき契約電力（キロワット）を決定いたします。

- (1) 各月の契約電力は、次の場合を除いて、その 1 月の最大需要電力と前 11 月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値といたします。新たに電気の供給を受ける場合には、供給開始日以降、12 月の期間の各月の契約電力は、その 1 月の最大需要電力と供給開始日から前月までの最大需要電力のうち、いずれか大きい値といたします。ただし、お客様が、新たに本契約に基づいて当社より電気の供給を受ける以前に、一般送配電事業者の供給設備を使用している場合には、本契約により電気の供給を受ける前の電気の供給についても、契約電力の決定上、本契約により受けた電気の供給とみなします。
- (2) 契約電力は、50 キロワット以上とならないものといたします。なお、算定された値が 0.5 キロワット以下となる場合は、契約電力は 0.5 キロワットといたします。

14 電気料金の算定方法（契約メニュー：12 ヶ月市場連動型【契約種別：低圧電力】）

12 ヶ月市場連動型【契約種別：低圧電力】は、12 ヶ月を通じて日本卸電力取引所の市場価格（30 分毎の約定単価）に連動した契約メニューをいいます。なお、12 ヶ月市場連動型【契約種別：低圧電力】は電気料金算定において上限がありませんので、卸電力取引市場価格が高騰した場合には、電気料金が高くなる可能性があります。

- (1) 12 ヶ月市場連動型【契約種別：低圧電力】の 1 月の電気料金は次の①～⑦記載の料金の合計金額とし、消費税等相当額はお客様が負担するものといたします。なお、一般送配電事業者の託送供給等約款等の変更が生じた場合、適用期間開始日より改定後の料金を適用いたします。

- ① スポット購入料金：接続対象電力量^{※1}に各時間帯毎（30 分毎）の約定単価^{※3}をかけて得られた料金
- ② スポット購入手数料：接続対象電力量に日本卸電力取引所が規定するスポット取引売買手数料単価（約定量従量制）をかけた料金
- ③ 基本料金（託送料金）：託送供給等約款に基づく接続送電サービス料金の基本料金（契約電流または契約容量または契約電力を基準としたもの）
- ④ 電力量料金（託送料金）：託送供給等約款に基づく接続送電サービス料金の電力量料金（使用電力量を基準としたもの）
- ⑤ 需給管理コスト^{※4}：接続対象電力量 × 5.50 円（税込 6.05 円）
- ⑥ 再生可能エネルギー発電促進賦課金^{※5}（使用電力量を基準としたもの）
- ⑦ 容量拠出金相当額：容量市場における容量拠出金相当額単価^{※7}に契約容量または契約電力を乗じて得られた料金
接続送電サービス契約電流および契約電力を定め

る場合は、容量拠出金相当額の算定上、それぞれ10アンペアを1キロボルトアンペア、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。

- (2) 基本料金（託送料金）は、1 月あたり、一般送配電事業者が定める託送供給等約款の契約方式による接続送電サービスの基本料金単価に契約電力を乗じた金額とし、供給開始日以降に適用いたします。ただし、供給開始日が計量期間等の始期ではない場合、および本契約の終了日が計量期間等の終期ではない場合には、それぞれ供給開始日から直後の検針日の前日までの期間、および本契約の終了日の直前の検針日から本契約の終了日までの期間に相当する日数分の基本料金（託送料金）を支払うものといたします。
- (3) 料金の算定期間は、託送供給等約款に定める計量期間等といたします。ただし、電気の供給を開始し、または本契約が消滅した場合の料金の算定期間は、開始日から開始日を含む計量期間等の終期までの期間または消滅日の前日を含む計量期間等の始期から消滅日の前日までの期間といたします。

【全てのお客様向け】

15 供給電圧および周波数

供給電圧は標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトとなります。

周波数は電気をお使いの地域により下記の表の通りとなります。

周波数	一般送配電事業者エリア
50 ヘルツ地区	北海道電力ネットワーク、東北電力ネットワーク、東京電力パワーグリッド
60 ヘルツ地区	中部電力パワーグリッド、北陸電力送配電、関西電力送配電、中国電力ネットワーク、四国電力送配電、九州電力送配電
50、60 ヘルツ混合地区	東北電力ネットワーク（※新潟県の一部 60 ヘルツ）、東京電力パワーグリッド（※群馬県の一部 60 ヘルツ）、中部電力パワーグリッド（※長野県の一部 50 ヘルツ）

16 供給電力（量）の計測方法および料金調定方法

- (1) 料金の算定期間は 1 月とし、託送供給等約款に定める計量期間、検針期間または検針期間等で算定いたします。
- (2) ご使用量を計量するための計量器は、一般送配電事業者が設置した計量器となります。なお、計量器の故障等により、ご使用量等を協議させていただく場合がございます。

17 料金その他の支払方法

支払方法はクレジットカード払いとし、電気料金については毎月、工事費負担金等相当額その他についてはその都度、お客様が当社の指定するクレジット会社との契約に基づき、そのクレジット会社に毎月継続して料金を立替えさせる方法により当社が指定した金融機関等を通じて支払っていただきます。

18 料金の支払義務および支払期日

- (1) お客様の電気料金は、当社に対して、17（料金その他の支払方法）に定めるクレジットカード払いの方法により、支払期日までに支払っていただきます。
- (2) 支払期日は、原則として当月利用分の計量期間等の基準検針日の翌日から起算して 30 日目といたします。

19 託送供給等約款遵守について

- (1) お客様は一般送配電事業者が定める、需要者にかかる一切の事項についての遵守をお願いいたします。
- (2) お客様もしくは一般送配電事業者の電気工作物に異常や故障が発生した場合に、一般送配電事業者は適切な

処置を行います。その際、お客様の協力を要請する場合がございます。

(3) お客様の電気工作物が技術基準に適合しているかどうかの調査を行う場合がございます。

20 契約期間、契約の更新に関する規定・お客様からの解約および解約事務手数料について

- (1) 契約期間は、本契約が成立した日から、需給開始日以降 1 年間といたします。ただし、需給開始日が計量期間等の始期でない場合は、需給開始後の検針日以降 1 年間といたします。
- (2) 契約期間満了の日から 3 ヶ月前までに、当社またはお客様のいずれかの当事者からの当社所定の様式による別段の意思表示がない限り、本契約はさらに 1 年間ずつ更新するものといたします。
- (3) お客様が電気の使用を解約しようとする場合は、あらかじめその解約期日を定めて、当該期日の 3 ヶ月前までに、当社 WEB サイト上のお客さまのページから当社に通知していただきます。なお転居先の電力需給契約についてはお受けしておりません。契約を希望される小売電気事業者への申込みをお願いいたします。
- (4) お客様が本契約を契約期間満了日以外に解約する場合には、解約事務手数料として 3,000 円（税込 3,300 円）を当社へ支払うものといたします。なお、解約事務手数料は廃止日が属する月の電気料金等とあわせて支払っていただきます。

21 当社からの解約に関して

お客様が、下記のいずれかに該当する場合は、当社は、お客様にあらかじめお知らせした上で、本契約を解約することがございます（詳細は電力需給約款第 40 条参照）。

- (1) 託送供給等約款に定める接続供給が停止される場合に該当することが明らかになったとき
- (2) お客様が料金を支払期日を経過してなお支払わない場合
- (3) お客様が当社との他の契約（既に消滅しているものを含みます。）の料金を支払期日を経過してなお支払わない場合
- (4) 本契約によって支払いを要することとなった料金以外の債務（違約金、工事費負担金等相当額、遅延損害金その他電力需給約款から生ずる金銭債務をいいます。）を支払わない場合
- (5) お客様が振り出しもしくは引き受けた手形または振り出した小切手について銀行取引停止処分を受ける等支払停止状態に陥った場合
- (6) お客様が破産手続き開始、再生手続き開始、更生手続き開始、特別清算開始もしくはこれらに類する法的手続きの申立てを受けまたは自ら申立てを行なった場合
- (7) お客様が強制執行または担保権の実行としての競売の申立てを受けた場合
- (8) お客様が公租公課の滞納処分を受けた場合
- (9) お客様がその他電力需給約款に反した場合
- (10) お客様が、20(2)による通知をしないで、その需要場所から移転する等、

電気を使用していないことが明らかな場合には、本契約は需給を終了させるための処置が可能となった日に消滅するものといたします。

22 需給契約の廃止または解約にともなう費用相当額の申受け

お客様が本契約を廃止する場合または当社が本契約を解約する場合で、当社が一般送配電事業者からお客様にかかる精算金等の費用負担を求められた場合には、お客様は当社へその費用を支払うものといたします。この場合、当該費用は、本契約の消滅日の前日を含む料金の算定期間の料金の支払期日までに、その料金とあわせて支払っていただきます。

23 非保証について

- (1) 本契約の契約メニューのうち、12 ヶ月市場連動型【契約種別：従量電灯】、9 ヶ月市場連動型自動クロス、6 ヶ月市場連動型自動クロスおよび 12 ヶ月市場連動型【契約種別：低圧動力】における料金メニュー市場連動型は、電気料金が約定単価により変動するものであり、電気料金が高騰するリスクがあります。また、当社は、お客様に対し、本契約に基づく電気料金が、本契約以前の電気料金より安価であることを保証するものではありません。
- (2) 当社は、お客様に対し、約定単価の変動によりお客様が受けた損害について、当社に故意または過失がある場合を除き、いかなる場合にも賠償の責めを負わないものとします。
- (3) 容量拠出金相当額単価は、容量市場のオークション結果により年度毎に変動するものであり、当社は、容量拠出金相当額単価の変動によりお客様が受けた損害について、当社に故意または過失がある場合を除き、いかなる場合にも賠償の責めを負わないものといたします。

24 各料金の変動及び上限の有無についての補足

電気料金のうち以下のものは、燃料または電力の取引価格（市場価格等）により大きく変動し、その上限の有無については以下のとおりです（料金の算出方法は前記 8～11 および 14 参照）

- 契約メニュー：12 ヶ月市場連動型【契約種別：従量電灯】、
12 ヶ月市場連動型【契約種別：低圧動力】

スポット購入料金（約定単価）	上限なし
容量拠出金相当額（容量拠出金相当額単価）	上限なし

- 契約メニュー：9 ヶ月市場連動型自動クロス、6 ヶ月市場連動型自動クロス
料金メニュー 市場連動型

スポット購入料金（約定単価）	上限なし
容量拠出金相当額（容量拠出金相当額単価）	上限なし

- 料金メニュー 固定単価型

燃料費等調整額	上限なし
---------	------

- 契約メニュー：プレミアム・プレフィックス
料金メニュー 市場連動型

	料金項目	電気料金
--	------	------

市場でんき

スポット購入料金（約定単価）	上限なし	固定単価型が上限
容量拠出金相当額（容量拠出金相当額単価）	上限なし	固定単価型が上限

料金メニュー 固定単価型

燃料費等調整額	上限なし
---------	------

25 その他

- （1）当社から本契約を解約した場合等で、お客様が無契約状態となったときには、電気の供給が停止いたしますので、お客様にて契約の締結を希望される小売電気事業者へ申込みいただく必要があります。
- （2）この書面は、お客様とのご契約上特に重要な事項を抜粋したものととなります。詳細は電力需給約款によりまします。
- （3）当社は、電力需給約款およびお客様が適用を受ける料金表を変更する場合がございます。この場合、電力需給約款およびお客様が適用を受ける料金表の変更の内容をお客様にお知らせいたします。

26 小売電気事業者、お問い合わせ先

（1）小売電気事業者

商号等	日本テクノ株式会社（小売電気事業者登録番号：A0019）
住所	〒163-0653 東京都新宿区西新宿一丁目25番1号

（2）お問い合わせ先

電話番号	カスタマーサービスセンター 電話番号：0120-308-348
受付時間	平日：9：30～17：00（土・日・祝日・年末年始を除く）

本契約の変更・解約等を希望される場合は、当社受付時間内に随時受付いたします。なお受付時間外にお問い合わせ頂いた場合は、当社翌営業日以降の受付となりますので予めご了承ください。

【参考】市場連動型の電気料金の計算式（概要）

【各契約メニューの計算式概要】

(1) 契約メニュー：12ヵ月市場連動型【契約種別：従量電灯】

- ①スポット購入料金 [接続対象電力量 × 約定単価(税別)【市場価格(30分毎の約定単価)に応じ変動】]
- +②スポット購入手数料 [接続対象電力量 × スポット取引売買手数料単価(税別)]
- +③基本料金(託送料金) [契約電流または契約容量または契約電力 × 基本料金(託送料金)単価(税込み)]
- +④電力量料金(託送料金) [使用電力量 × 電力量料金(託送料金)単価(税込み)]
- +⑤需給管理コスト [接続対象電力量 × 6.05円(税込み)]
- +⑥再エネ発電促進賦課金 [使用電力量 × 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価(税込み)]
- +⑦容量拠出金相当額 [契約容量または契約電力 × 容量拠出金相当額単価(税別)]

※1 単価が税別のは別途消費税相当額を加算

※2 関西、中国、四国エリアで契約方式が負荷設備契約の場合、「③基本料金(託送料金)」は、「③基本料金(託送基本料金等相当額)」とし、「託送供給等約款」に基づく接続送電サービス料金の基本料金と異なることがあります。

(2) 契約メニュー：9ヵ月市場連動型自動クロス

(2)-1 料金メニュー：市場連動型（お申込時に任意の9ヵ月間を選択）

- ①スポット購入料金 [接続対象電力量 × 約定単価(税別)【市場価格(30分毎の約定単価)に応じ変動】]
- +②スポット購入手数料 [接続対象電力量 × スポット取引売買手数料単価(税別)]
- +③基本料金(託送料金) [契約電流または契約容量または契約電力 × 基本料金(託送料金)単価(税込み)]
- +④電力量料金(託送料金) [使用電力量 × 電力量料金(託送料金)単価(税込み)]
- +⑤需給管理コスト [接続対象電力量 × 6.05円(税込み)]
- +⑥再エネ発電促進賦課金 [使用電力量 × 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価(税込み)]
- +⑦容量拠出金相当額 [契約容量または契約電力 × 容量拠出金相当額単価(税別)]

※1 単価が税別のは別途消費税相当額を加算

※2 関西、中国、四国エリアで契約方式が負荷設備契約の場合、「③基本料金(託送料金)」は、「③基本料金(託送基本料金等相当額)」とし、「託送供給等約款」に基づく接続送電サービス料金の基本料金と異なることがあります。

(2)-2 料金メニュー：固定単価型（3段階）（お申込時に任意の3ヵ月間を選択）

- ①基本料金 [契約電流または契約容量または契約電力 × 基本料金単価(税込み)]
- +②電力量料金 [使用電力量 × 電力量料金単価(税込み)] 【単価は3段階制】
- +③需給管理コスト [(①基本料金+②電力量料金) × 0.3]
- +④燃料費等調整額 [使用電力量 × 燃料費等調整単価(税込み)]
- +⑤再エネ発電促進賦課金 [使用電力量 × 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価(税込み)]

※1 単価が税別のは別途消費税相当額を加算

※2 関西、中国、四国エリアで契約方式が最低料金制契約の場合は、①基本料金ではなく最低料金が発生

※3 燃料費等調整単価の算定に用いる平均燃料価格に上限は設けないものといたします

市場でんき

(3) 契約メニュー：6ヵ月市場連動型自動クロス

(3)－1 料金メニュー：市場連動型（お申込時に任意の6ヵ月間を選択）

- ①スポット購入料金 [接続対象電力量 × 約定単価(税別)【市場価格(30分毎の約定単価)に応じ変動】]
- ＋②スポット購入手数料 [接続対象電力量 × スポット取引売買手数料単価(税別)]
- ＋③基本料金(託送料金) [契約電流または契約容量または契約電力 × 基本料金(託送料金)単価(税込み)]
- ＋④電力量料金(託送料金)[使用電力量 × 電力量料金(託送料金)単価(税込み)]
- ＋⑤需給管理コスト [接続対象電力量 × 6.05円(税込み)]
- ＋⑥再エネ発電促進賦課金 [使用電力量 × 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価(税込み)]
- ＋⑦容量拠出金相当額 [契約容量または契約電力 × 容量拠出金相当額単価(税別)]

※1 単価が税別のものは別途消費税相当額を加算

※2 関西、中国、四国エリアで契約方式が負荷設備契約の場合、「③基本料金(託送料金)」は、「③基本料金(託送基本料金等相当額)」とし、「託送供給等約款」に基づく接続送電サービス料金の基本料金と異なることがあります。

(3)－2 料金メニュー：固定単価型（3段階）（お申込時に任意の6ヵ月間を選択）

- ①基本料金 [契約電流または契約容量または契約電力 × 基本料金単価(税込み)]
- ＋②電力量料金 [使用電力量 × 電力量料金単価(税込み)] 【単価は3段階制】
- ＋③需給管理コスト [(①基本料金＋②電力量料金) × 0.15]
- ＋④燃料費等調整額 [使用電力量 × 燃料費等調整単価(税込み)]
- ＋⑤再エネ発電促進賦課金 [使用電力量 × 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価(税込み)]

※1 単価が税別のものは別途消費税相当額を加算

※2 関西、中国、四国エリアで契約方式が最低料金制契約の場合は、①基本料金ではなく最低料金が発生

※3 燃料費等調整単価の算定に用いる平均燃料価格に上限は設けないものといたします

(4)契約メニュー：プレミアム・プレフィックス

(4)－1 料金メニュー：市場連動型（お申込時に任意の6ヵ月間を選択）

- ①スポット購入料金 [接続対象電力量 × 約定単価(税別)【市場価格(30分毎の約定単価)に応じ変動】]
- ＋②スポット購入手数料 [接続対象電力量 × スポット取引売買手数料単価(税別)]
- ＋③基本料金(託送料金) [契約電流または契約容量または契約電力 × 基本料金(託送料金)単価(税込み)]
- ＋④電力量料金(託送料金)[使用電力量 × 電力量料金(託送料金)単価(税込み)]
- ＋⑤需給管理コスト [接続対象電力量 × 4.40円(税込み)]
- ＋⑥再エネ発電促進賦課金 [使用電力量 × 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価(税込み)]
- ＋⑦容量拠出金相当額 [契約容量または契約電力 × 容量拠出金相当額単価(税別)]

※1 単価が税別のものは別途消費税相当額を加算

※2 関西、中国、四国エリアで契約方式が負荷設備契約の場合、「③基本料金(託送料金)」は、「③基本料金(託送基本料金等相当額)」とし、「託送供給等約款」に基づく接続送電サービス料金の基本料金と異なることがあります。

※3 1月の電気料金は、同算定期間において(4)－2固定単価型（3段階）に基づき算定した金額を上限とし、それを上回る場合、同金額（固定単価型に基づき算定した金額）を、同算定期間における電気料金といたします。

(4)－2 料金メニュー：固定単価型（3段階）（お申込時に任意の6ヵ月間を選択）

- ①基本料金 [契約電流または契約容量または契約電力 × 基本料金単価(税込み)]
- ＋②電力量料金 [使用電力量 × 電力量料金単価(税込み)] 【単価は3段階制】

市場でんき

＋③燃料費等調整額 [使用電力量 × 燃料費等調整単価(税込み)]

＋④再エネ発電促進賦課金 [使用電力量 × 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価(税込み)]

※ 1 単価が税別のは別途消費税相当額を加算

※ 2 関西、中国、四国エリアで契約方式が最低料金制契約の場合は、①基本料金ではなく最低料金が発生

※ 3 燃料費等調整単価の算定に用いる平均燃料価格に上限は設けないものといたします

(5)契約メニュー：12ヵ月市場連動型【契約種別：低圧電力】

①スポット購入料金 [接続対象電力量 × 約定単価(税別)【市場価格(30分毎の約定単価)に応じ変動】]

＋②スポット購入手数料 [接続対象電力量 × スポット取引売買手数料単価(税別)]

＋③基本料金(託送料金) [契約電流または契約容量または契約電力 × 基本料金(託送料金)単価(税込み)]

＋④電力量料金(託送料金) [使用電力量 × 電力量料金(託送料金)単価(税込み)]

＋⑤需給管理コスト [接続対象電力量 × 6.05円(税込み)]

＋⑥再エネ発電促進賦課金 [使用電力量 × 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価(税込み)]

＋⑦容量拠出金相当額 [契約容量または契約電力 × 容量拠出金相当額単価(税別)]

※ 単価が税別のは別途消費税相当額を加算

需要場所におけるエリア毎の燃料費等調整額の算定は、以下のとおりとします。

※燃料費等調整額は、みなし小売電気事業者が定める各単価×「使用電力量」です。

※みなし小売電気事業者が、燃料費等調整額に含める、独自の値引き等は含まないものとし、以下の算定諸元に基
づく各種調整額に準ずるものとしたします。

※別表に掲載している、みなし小売電気事業者の各種調整額の算定諸元については、2025 年 1 月 1 日現在の算
定諸元であり、みなし小売電気事業者各社が、算定諸元の変更および新たな項目を追加するなど改定した場合は、
これに準ずるものとしたします。なお、みなし小売電気事業者が算定した単価を用いて得られた燃料費等調整額
は、以下の当社 Web サイトにて公表いたします。

Web サイト：<https://denki.kankyo-ichiba.jp/fueladjustment>

(1)燃料費調整額の算定

①平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の
算式によって算定された値としたします。

なお、平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入いたします。

平均燃料価格＝ $A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$

A=各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格
B=各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格
C=各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

α 、 β 、 γ は、次のとおりとします。

供給区域	α	β	γ
北海道	0.1874	0.0899	1.0036
東北	0.0259	0.2563	0.8915
東京	0.0048	0.3827	0.6584
中部	0.0275	0.4792	0.4275
北陸	0.0415	0.0745	1.2499
関西	0.0140	0.3483	0.7227
中国	0.0406	0.0992	1.1994
四国	0.0875	0.0770	1.1770
九州	0.0053	0.1861	1.0757

なお、各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガ
ス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたし
ます。

②燃料費調整単価

燃料費調整単価は、次の算式によって算定された値としたします。

なお、燃料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

燃料費調整単価＝（平均燃料価格－基準燃料価格）×（(2)の基準単価/1,000）

基準燃料価格は以下のとおりとします。

供給区域	基準燃料価格
北海道	80,800円
東北	83,500円
東京	86,100円
中部	45,900円

市場でんき

北陸	79,800円
関西	27,100円
中国	80,300円
四国	80,000円
九州	27,400円

③燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は、次のとおりといたします。

平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間
毎年1月1日から3月31日までの期間	その年の6月の料金に係る計量期間等
毎年2月1日から4月30日までの期間	その年の7月の料金に係る計量期間等
毎年3月1日から5月31日までの期間	その年の8月の料金に係る計量期間等
毎年4月1日から6月30日までの期間	その年の9月の料金に係る計量期間等
毎年5月1日から7月31日までの期間	その年の10月の料金に係る計量期間等
毎年6月1日から8月31日までの期間	その年の11月の料金に係る計量期間等
毎年7月1日から9月30日までの期間	その年の12月の料金に係る計量期間等
毎年8月1日から10月31日までの期間	翌年の1月の料金に係る計量期間等
毎年9月1日から11月30日までの期間	翌年の2月の料金に係る計量期間等
毎年10月1日から12月31日までの期間	翌年の3月の料金に係る計量期間等
毎年11月1日から翌年の1月31日までの期間	翌年の4月の料金に係る計量期間等
毎年12月1日から翌年の2月28日までの期間 (翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間)	翌年の5月の料金に係る計量期間等

④燃料費調整額

燃料費調整額は、その1月の使用電力量に②によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。ただし、契約方式が最低料金制契約の場合、最低料金の燃料費調整額は、最低料金適用電力量に②によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。なお、最低料金適用電力量とは、最低料金が適用される電力量をいいます。

(2) 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が1,000円変動した場合の値とし、次のとおりといたします。

供給区域		基準単価
北海道	1 kWhにつき	17銭3厘
東北	1 kWhにつき	19銭7厘
東京	1 kWhにつき	18銭3厘
中部	1 kWhにつき	23銭3厘
北陸	1 kWhにつき	16銭5厘
関西	1 kWhにつき	16銭5厘
関西 (最低料金制契約の場合)	最初の15kWhまで	2円47銭5厘
	15kWhをこえる1kWhにつき	16銭5厘
中国	1 kWhにつき	21銭2厘
中国	最初の15kWhまで	3円18銭5厘

市場でんき

(最低料金制契約の場合)	15kWhをこえる1kWhにつき	21銭2厘
四国	1 kWhにつき	15銭4厘
四国	最初の11kWhまで	1円69銭4厘
(最低料金制契約の場合)	11kWhをこえる1kWhにつき	15銭4厘
九州	1 kWhにつき	13銭6厘

3 離島ユニバーサルサービス調整

(1) 離島ユニバーサルサービス調整額の算定

① 離島平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの離島平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。なお、離島平均燃料価格は、100円単位とし、100円未満の端数は、10円の位で四捨五入いたします。

$$\text{離島平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A＝各離島平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

B＝各離島平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

C＝各離島平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

α 、 β 、および γ は、次のとおりとします。

供給区域	α	β	γ
北海道	1.0000	-	-
東北	1.0000	-	-
東京	-	-	-
中部	-	-	-
北陸	-	-	-
関西	-	-	-
中国	1.0000	-	-
四国	-	-	-
九州	1.0000	-	-

なお、各離島平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

② 離島ユニバーサルサービス調整単価

離島ユニバーサルサービス調整単価は、次の算式によって算定された値といたします。なお、離島ユニバーサルサービス調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

離島ユニバーサルサービス調整単価＝

$$(\text{離島平均燃料価格} - \text{離島基準燃料価格}) \times (2) \text{の離島基準単価} / 1,000$$

離島基準燃料価格は以下のとおりとします。

供給区域	基準燃料価格
北海道	79,300円
東北	79,300円
東京	-
中部	-

市場でんき

北陸	-
関西	-
中国	79,300円
四国	-
九州	79,300円

③離島ユニバーサルサービス調整単価の適用

各離島平均燃料価格算定期間の離島平均燃料価格によって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価は、その離島平均燃料価格算定期間に対応する離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

各平均燃料価格算定期間に対応する離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間は、次のとおりといたします。

離島平均燃料価格算定期間	離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間
毎年1月1日から3月31日までの期間	その年の6月の料金に係る計量期間等
毎年2月1日から4月30日までの期間	その年の7月の料金に係る計量期間等
毎年3月1日から5月31日までの期間	その年の8月の料金に係る計量期間等
毎年4月1日から6月30日までの期間	その年の9月の料金に係る計量期間等
毎年5月1日から7月31日までの期間	その年の10月の料金に係る計量期間等
毎年6月1日から8月31日までの期間	その年の11月の料金に係る計量期間等
毎年7月1日から9月30日までの期間	その年の12月の料金に係る計量期間等
毎年8月1日から10月31日までの期間	翌年の1月の料金に係る計量期間等
毎年9月1日から11月30日までの期間	翌年の2月の料金に係る計量期間等
毎年10月1日から12月31日までの期間	翌年の3月の料金に係る計量期間等
毎年11月1日から翌年の1月31日までの期間	翌年の4月の料金に係る計量期間等
毎年12月1日から翌年の2月28日までの期間 (翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間)	翌年の5月の料金に係る計量期間等

④ 離島ユニバーサルサービス調整額

離島ユニバーサルサービス調整額は、その1月の使用電力量に②によって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価を適用して算定いたします。ただし、契約方式が最低料金制契約の場合、最低料金の離島ユニバーサルサービス調整額は、最低料金適用電力量に②によって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価を適用して算定いたします。なお、最低料金適用電力量とは、最低料金が適用される電力量をいいます。

(2) 離島基準単価

離島基準単価は、離島平均燃料価格が1,000円変動した場合の値とし、次のとおりといたします。

供給区域		基準単価
北海道	1 kWhにつき	1厘
東北	1 kWhにつき	1厘
東京	1 kWhにつき	-
中部	1 kWhにつき	-
北陸	1 kWhにつき	-
関西	1 kWhにつき	-
関西 (最低料金制契約の場合)	最初の15kWhまで	-
	15kWhをこえる1kWhにつき	-
中国	1 kWhにつき	1厘

市場でんき

中国 (最低料金制契約の場合)	最初の15kWhまで	1銭7厘
	15kWhをこえる1kWhにつき	1厘
四国	1 kWhにつき	
四国 (最低料金制契約の場合)	最初の11kWhまで	-
	11kWhをこえる1kWhにつき	-
九州	1 kWhにつき	3厘